

田村市
「田村の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務委託

仕様書

令和8年5月
福島県田村市

1. 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する、田村市「田村の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務（以下「本業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2. 目的

市が令和5年度に1,123の事業所を対象に実施したアンケート調査分析結果によると、企業が今後強化していきたいと回答した上位項目である製品発掘から新商品開発、販路拡大、ブランド化、雇用創出、経営者育成、起業支援、DX推進までの多岐にわたる専門課題を横断的かつ一貫した支援体系を構築し実施するために、これまでの行政主導による施策の展開から一転し、新たに経営者、経済団体、金融機関、学識経験者、事業者、経営指導員、市経営戦略アドバイザー等を構成員とする「エコノミックガーデニング田村本会議」と「エコノミックガーデニング田村実務者会合」を設置し、議論を重ねて、これまでに24の提案を受け、事業の具現化を進めている。

今回新たに提案を受けた事業を「生き残りをかけた中小企業成長戦略事業」として掲げ、製品発掘から新商品開発、販路拡大、ブランド化、DX推進までの多岐にわたる専門課題に対し、本業務において、個別の得意領域において企業が共同で行う田村のものづくりを支援し、将来的に最適なソリューション提供企業とのマッチング事業を展開するとともに製品紹介やP V製作によるトップセールスや異業種交流会、産業祭などでの販路拡大やマッチング機会の創出を図る。

3. 履行期限

契約締結日から令和9年3月19日までとする。

4. 委託額

本業務の委託額上限は、11,984,819円（消費税込）とする。

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

※契約上限額を超える提案は受け付けない。

5. 仕様及び成果物

(1) 「田村の匠」製品紹介冊子・P Vの製作

① 「田村の匠」製品紹介冊子・P Vの製作のコンセプト設計・管理等

・本業務は別添資料「田村市生き残りをかけた中小企業成長戦略」に位置づける業務として実施するものであり、関連する事業での活用を想定したコンセプト設計を行うこと。

② 「田村の匠」製品紹介冊子

・選定基準を設定のうえ、民間の企業データベース等をはじめとした企業リストから対象となる事業所の候補を抽出し、当市と協議のうえ、30社程度選定すること。

・表紙は上質紙135k、本文はマットコート70k、両面カラー印刷

・目次2ページ程度、マトリクス表4ページ程度、特集ページ10ページ程度、各事業所紹介（要覧）30ページ程度、その他（田村市エコノミックガーデニング事業の紹介等）20ページ程度の計66ページ程度を掲載とするが、コンセプトの設計、活用の方法を踏まえ、

当市と協議のうえ内容・構成・ページ数等を変更することは差し支えない。

- ・電子媒体による成果物にはリンクを付けて、容易に企業ページの閲覧が可能となるよう留意すること。

③PVの製作

- ・選定基準を設定のうえ、民間の企業データベース等をはじめとした企業リストから対象となる事業所の候補を抽出し、当市と協議のうえ、20社程度選定すること。
- ・想定尺は、5～7分（推奨：6分）とするが、コンセプトの設計、活用方法を踏まえ、当市と協議のうえ内容・構成等を変更することは差し支えない。
- ・製作するPVを発信するウェブサイトは、以下を想定しているが、設定するコンセプトに基づき、活用方法についても提案すること。その際は、管理面の負荷にも配慮すること。

YouTube / Vimeo

SNS (Twitter/X, Facebook, LinkedIn, Instagram リール等)

※各媒体用の短尺切り出しも検討

- ・撮影フォーマット：4K（推奨）／フルHD（必要に応じて）
- ・フレームレート：29.97fps または 24fps（用途に合わせて）
- ・コーデック：ProRes 422 / H.264 / H.265（納品形式に合わせ）

(2) 製作に関する留意事項

- ①事業所の技術などの得意領域をPRする内容であるとともに、本業務で発掘した地域資源を連携させることで、既存事業や生き残りをかけた中小企業成長戦略事業（ビジネスチャンス拡大事業、中小企業交流セミナー、産業祭など）でのマッチング機会やマッチングによる新商品開発、販路拡大の創出などの効果が発揮できること。
- ②企業のブランド認知度、採用、商品紹介等の主要情報を示すとともに、年齢層、職業、興味関心等を考慮した構成とすること。
- ③商品開発、個別販路の共有化など新たなビジネスチャンスの拡大、市内潜在事業所の発掘やPR、ふるさと納税返礼品への寄与など田村市エコノミックガーデニング事業の促進に寄与すること。
- ④その他、独自性のある提案であり本業務の目的を達成するために十分な訴求力があること。

(3) 成果物

- ①冊子：1,000部、電子媒体（DVD-ROM）
- ②PV：電子媒体（DVD-ROM）
- ③その他本業務で作成した資料のうち、市が指示する資料

7. 納品場所

田村市産業部商工課

福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

8. 業務実施に当たっての留意事項

(1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。

また、打合せ協議の結果については記録を残し、市担当者の確認を受けること。

(2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

(3) 本業務に関して知り得た企業技術情報や企業ノウハウなどの秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。

(4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。

(5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。

ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。

(6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。

(7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。

(8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9. 見積書作成要領

見積書の作成に当たっては、本仕様書に基づいて作成すること。ただし、本仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

10. その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。